

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 国際物流拠点産業集積地域

- 1 国際物流拠点産業集積地域の指定要件として、国際物流拠点と幹線道路で接続する市等が含まれることを明記すること。(第四十二条第一項関係)
- 2 税関、検疫機関等に係る業務を需要に即して機動的に行う体制の整備等に関する国の努力義務の規定を設けること。(第五十二条関係)

二 農林水産業の振興

漁業者が安全にかつ安心して水産業を営むことができるようにするための巡視警戒の強化等に関する国の努力義務の規定を設けること。(第六十二条関係)

三 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置

観光等の産業の振興のために必要な分野における高度な知識又は技術を有する人材の育成及び確保並びに起業を志望する者への支援に関する国及び地方公共団体の努力義務の規定を設けること。

(第八十三条の二関係)

四 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

景観地区又は準景観地区の区域内における建物の新築等に関し固定資産税を免除し、又は地方税に係る不均一課税をした場合に、その減収分を補填する措置を講ずること。（第八十四条の三関係）

五 自然環境の保全及び再生

自然環境の保全及び再生に資する生態系の維持又は回復等に関する国及び地方公共団体の努力義務の規定を設けること。（第八十四条の四関係）

六 障害を有する青少年等に対する修学又は就業の支援

青少年であつて障害を有するものその他社会生活を円滑に営む上で困難を有するものの修学又は就業を支援するための援助の実施に関する国及び地方公共団体の努力義務の規定を設けること。

（第八十四条の五第二項関係）

七 沖縄の均衡ある発展のための特別措置

1 無医地区以外の医療過疎地区における医療の充実に関する配慮規定を設けること。

（第八十九条第八項関係）

2 離島に住所を有する妊産婦でその区域外の病院等において健康診査を受け又は出産するものに係る補助制度を設けること。(第八十九条の二関係)

3 本土と同等の条件での人の往来又は物資の流通を確保するための離島航路航空路事業に係る補助制度を設けること。(第九十条の二関係)

4 新たな公共交通機関の在り方についての調査及び検討の対象として、「鉄道」及び「軌道」の「整備」を明記すること。(第九十一条第二項関係)

5 離島の区域外の高等学校に進学した生徒の保護者に係る補助制度を設けること。
(第九十二条の二関係)

八 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置

1 沖縄振興交付金事業計画に係る沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業について、沖縄振興計画に基く事業のうち別表に掲げるもので政令で定めるものの全部を対象とすること。

(第一百五条の二第二項第一号関係)

2 沖縄の振興に資する事業に充てる沖縄振興交付金について、沖縄県が設置する基金への積立てを可能

とすること。（第百五条の二第二項第三号及び第百五条の四関係）

3 国が実施することとされる事業について、沖縄県が自ら実施することを可能とする特例を設けるとともに、その場合の交付金の交付について定めること。（第百五条の五及び第百五条の六関係）

九 不発弾等に関する施策の充実

不発弾等の処理の促進を図るため、その調査、探査、発掘、除去等に関する施策の充実に関する配慮規定を設けること。（附則第五条の二関係）

十 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正

1 揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の期間の延長を、「三年」から「五年」に変更すること。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十条第一項第三号関係）

2 所有者不明土地の実態についての調査及びその結果に基づく必要な法制上の措置に関する規定を設けること。（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律附則第五項関係）